# 内容評価項目

## 愛媛県福祉サービス第三者評価基準

「評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点」

【母子生活支援施設版】

令和7年9月19日改定

愛媛県保健福祉部保健福祉課

# 目 次

A-1 こどもと母親の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1)こどもと母親の権利擁護	1
A── A−1−(1)−① こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2)権利侵害への対応	4
A② A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人	格的辱め、
心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利	引侵害を防
止している。	4
A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし	、人格を辱
めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	6
A④ A-1-(2)-③ こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な	なかかわり
の防止と早期発見に取り組んでいる。	8
A-1-(3)こどもと母親の意向や主体性の配慮	10
A⑤ A-1-(3)-① こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的にす	考える活動
(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組	
	10
A-1-(4)主体性を尊重した日常生活	12
A⑥ A-1-(4)-① 日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行	っている。
	12
A⑦ A-1-(4)-② 行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいよう	に工夫し、
計画・実施している。	14
A-1-(5)支援の継続性とアフターケア	16
A⑧ A-1-(5)-① こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所	所後の支援
を行っている。	
A-2 支援の質の確保	
A-2-(1)支援の基本	18
A⑨ A-2-(1)-① こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支持	
いる。	18
A-2-(2)入所初期の支援	20
A⑩ A−2−(2)−① 入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づ	き、生活課
題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	20
A-2-(3)母親への日常生活支援	22
$A \oplus A - 2 - (3) - \oplus$ 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行	っている。
	22

9ができるよう支援している。 24 A③ A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。 26 A-2-(4)こどもへの支援 28 A④ A-2-(4)-① 健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。 28 A⑤ A-2-(4)-② こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。 30 A⑥ A-2-(4)-③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 32 A① A-2-(4)-④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 34 A-2-(5)-① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 36 A③ A-2-(5)-② こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 36 A④ A-2-(5)-② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 38 A④ A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40 A-2-(6)-② は時待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。 42 A-2-(7)家族関係への支援 44 A-2-(7)・⑦ 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 44 A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46 A-2-(9)・① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 46 A-2-(9)・① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48 A-2-(9)・② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。 50	A   A   A - 2	-(3)-2	母親の子育ての	ニーズに対応す	るとともに、	こどもとの近	適切なかかわ
A-2-(4)こどもへの支援  28   A-2-(4)-① 健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。 28   A-2-(4)-② こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。 30   A・2-(4)-③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 32   A・2-(4)-④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 34   A-2-(5)DV被害からの回避・回復 36   A・2-(5)DV被害からの回避・回復 36   A・2-(5)DV被害からの回避・回復 36   A・2-(5)-② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 38   A・2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40   A-2-(6)こどもの虐待状況への対応 42   A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。 42   A・2-(7)家族関係への支援 44   A・2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 44   A・2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46   A-2-(9)就労支援 48   A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48   A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48   A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48   A③ A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48   A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48   A② A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を適切に行っている。 48   A③ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を適切に行っている。 48   A④ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を適切に行っている。 48   A④ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	りができる	よう支援して	ている。				24
A-2-(4)-① 健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	A  A  A - 2	-(3)-3	母親が安定した。	対人関係を築く	ための支援を	を行っている	26
<ul> <li>石っている。</li> <li>A−2−(4) −② こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</li> <li>A00 A−2−(4) −③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。</li> <li>A01 A−2−(4) −④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</li> <li>A02 A−2−(5) DV被害からの回避・回復</li> <li>A03 A−2−(5) −① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</li> <li>A04 A−2−(5) −② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</li> <li>A05 A−2−(6) ごどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</li> <li>A06 A−2−(6) では虚待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</li> <li>A07 A−2−(6) で被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</li> <li>A2 A−2−(7) で、変族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</li> <li>A4 A−2−(8) 特別な配慮の必要なこども、母親への支援</li> <li>A4 A−2−(8) 特別な配慮の必要なこども、母親への支援</li> <li>A6 A−2−(9) 成労戦続が困難な母親への支援を適切に行っている。</li> <li>A8 A−2−(9) の日の配職が必要に応じて職場等との関係</li> </ul>	A-2-(4	)こどもへの	支援				28
<ul> <li>□ A-2-(4)-② こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。 30</li> <li>□ A-2-(4)-③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 32</li> <li>□ A-2-(4)-④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 34</li> <li>□ A-2-(5)DV被害からの回避・回復 36</li> <li>□ A-2-(5)DV被害からの回避・回復 36</li> <li>□ A-2-(5)-① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 36</li> <li>□ A-2-(5)-② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 38</li> <li>□ A-2-(6)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40</li> <li>□ A-2-(6)こどもの虐待状況への対応 42</li> <li>□ A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。 42</li> <li>□ A-2-(7)家族関係への支援 44</li> <li>□ A-2-(7)-① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 44</li> <li>□ A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46</li> <li>□ A-2-(9)前別支援 46</li> <li>□ □ 日報の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48</li> <li>□ A-2-(9)・□ 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48</li> <li>□ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係</li> </ul>	$A \oplus A - 2$	(4)-1	健やかなこども	の育ちを保障す	るために、휨	養育・保育に関	引する支援を
□ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	行っている	0					28
A⑥ A-2-(4)-③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 32   A⑰ A-2-(4)-④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 34   A-2-(5)DV被害からの回避・回復 36   A⑱ A-2-(5)-① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 36   A⑱ A-2-(5)-② こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 36   A⑩ A-2-(5)-② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 38   A⑳ A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40   A-2-(6)こどもの虐待状況への対応 42   A-2-(6)こどもの虐待状況への対応 42   A-2-(7)家族関係への支援 44   A② A-2-(7)-① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 44   A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46   A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46   A-2-(9)就労支援 48   A-2-(9)・① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 48   A② A-2-(9)・① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48   A② A-2-(9)・② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	$A \oplus A - 2$	-(4)-2	こどもが自立に	必要な力を身に	つけるため	こ、学習や進	路、悩み等へ
<ul> <li>A・2・(4) - ④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</li> <li>A・2・(5) DV被害からの回避・回復</li> <li>A・2・(5) DV被害からの回避・回復</li> <li>A・2・(5) DV被害からの回避・回復</li> <li>A・2・(5) - ① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。.36</li> <li>A・2・(5) - ② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</li> <li>A・2・(5) - ③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40</li> <li>A・2・(6) こどもの虐待状況への対応</li> <li>42</li> <li>A・2・(6) - ① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</li> <li>42</li> <li>A・2・(6) - ① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</li> <li>42</li> <li>A・2・(7)家族関係への支援</li> <li>44</li> <li>A・2・(7)家族関係への支援</li> <li>44</li> <li>A・2・(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援</li> <li>46</li> <li>A・2・(8) + ③ でよりでは、母親への支援</li> <li>46</li> <li>A・2・(8) + ③ で書や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</li> <li>48</li> <li>A・2・(9) ・ ① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</li> <li>48</li> <li>A・2・(9) ・ ② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関</li> </ul>	の相談支援	を行ってい	る。				30
A⑰ A-2-(4)-④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 34 A-2-(5)DV被害からの回避・回復 36 A® A-2-(5)-① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 36 A® A-2-(5)-② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 38 A② A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40 A-2-(6)こどもの虐待状況への対応 42 A-2-(6)こどもの虐待状況への対応 42 A-2-(7)家族関係への支援 44 A② A-2-(7)・① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 44 A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46 A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46 A-2-(9)就労支援 46 A-2-(9)就労支援 48 A-2-(9)・① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48 A-2-(9)・① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48 A-2-(9)・② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	$A \otimes A - 2$	-(4)-3	こどもに安らぎ	と心地よさを与	えられるおと	こなとのかか	わりや、こど
会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	もどうしの	つきあいに酉	記慮して、人との阝	関係づくりについ	ヽて支援して	いる。	32
A-2-(5)DV被害からの回避・回復       36         A® A-2-(5)-① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。36       36         A⑩ A-2-(5)-② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。       38         A⑩ A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。       40         A-2-(6)こどもの虐待状況への対応       42         A② A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。       42         A-2-(7)家族関係への支援       44         A② A-2-(7)-① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。       44         A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援       46         A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。       46         A-2-(9)就労支援       48         A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。       48         A② A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	A   A   A   A   A	-(4)-4	こどもの年齢・発	発達段階に応じ <sup>-</sup>	て、性につい	ての正しい知	口識を得る機
A□	会を設け、	思いやりの心	を育む支援を行	っている。			34
A・2 - (5) - ② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 38   A②   A - 2 - (5) - ③   心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40   A - 2 - (6) こどもの虐待状況への対応 42   A②   A - 2 - (6) - ①   被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。 42   A - 2 - (7) 家族関係への支援 44   A②   A - 2 - (7) - ①   家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 44   A - 2 - (8) 特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46   A - 2 - (8) - ①   障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 46   A - 2 - (9) 就労支援 48   A②   A - 2 - (9) - ①   母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48   A②   A - 2 - (9) - ②   就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	A-2-(5)	)DV被害か	らの回避・回復				36
援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 38 A② A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 40 A-2-(6)こどもの虐待状況への対応 42 A② A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。 42 A-2-(7)家族関係への支援 44 A② A-2-(7)・① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 44 A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援 46 A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 46 A-2-(9)就労支援 48 A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 48 A② A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	$A \otimes A - 2$	-(5)-1	こどもと母親の	緊急利用に適切	に対応する体	本制を整備し	ている。.36
A②   A−2−(5)−③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。…40   A−2−(6)こどもの虐待状況への対応	A 19 A - 2	-(5)-2	こどもと母親の	安全確保のため	に、DV防止	法に基づく係	<b>R護命令や支</b>
A-2-(6)こどもの虐待状況への対応42A② A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。42A-2-(7)家族関係への支援44A② A-2-(7)-① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。44A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援46A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。46A-2-(9)就労支援48A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。48A③ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	援措置が必	要な場合は	、適切な情報提供	と支援を行って	いる。		38
A□   A−2−(6) −① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。	A@A-2	-(5)-3	心理的ケア等を	実施し、DVの影	響からの回行	复を支援して	いる。40
からの回復を支援している。	A-2-(6	)こどもの虐	待状況への対応.				42
A-2-(7)家族関係への支援       44         A② A-2-(7)-① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。       44         A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援       46         A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。       46         A-2-(9)就労支援       48         A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。       48         A② A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	L						
A②   A-2-(7)-①   家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	からの回復	を支援してい	<i>,</i> ヽる。				42
不安に対する相談・支援を行っている。	A-2-(7	)家族関係^	、の支援				44
A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援       46         A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。       46         A-2-(9)就労支援       48         A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。       48         A⑤ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	L						
A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。       46         A-2-(9)就労支援       48         A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。       48         A② A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関							
を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	A-2-(8)	)特別な配慮	(の必要なこども、	母親への支援.			46
A-2-(9)就労支援       48         A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。       48         A⑤ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	$A \otimes A - 2$	2-(8)-1	障害や精神疾患	、その他の配慮	が必要なこ	どもと母親に	二対する支援
A	を適切に行	い、必要に応	なじて関係機関と	連携している。.			46
A⑤ A−2−(9)−② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関	A-2-(9)	)就労支援					48
	A@A-2	-(9)-1	母親の職業能力	開発や就労支援	を適切に行	っている。	48
係調整を行っている。50	$A^{(2)}$ $A-2$	!-(9)-@	就労継続が困難	な母親への支持	爰を行い、必	要に応じて耶	機場等との関
	係調整を行	っている。					50

- A-1 こどもと母親の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援
- A-1-(1)こどもと母親の権利擁護
- A① A-1-(1)-① こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。

### 【判断基準】

- a)こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b)こどもと母親の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が 求められる。
- c)こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されていない。

<b>此</b> の有政宗
□こどもと母親の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図 られている。
□こどもと母親の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた 養育・支援が実施されている。
□権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けてい る。
□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
□必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。
ロニどもと母親の思想・信教の自由を保障している。

#### (1)目的

○本評価基準では、こどもと母親の権利擁護の拠点である母子生活支援施設として、母親の主体性を尊重した権利擁護と子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」 「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、こども自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。

#### (2) 趣旨·解説

- ○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に 配慮した支援が求められます。
- ○こどもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。とくに、自分から 声を上げられないこどもの権利を保障するための取組は重要です。
- ○こどもと母親に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。
- ○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の 防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵 害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- ○母子生活支援施設を利用するこどもと母親は、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- ○児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、ケースカンファレンスで意見 交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが必 要です。
- ○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。
- ○思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。また、子どもの権利条約では、こどもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- ○権利擁護の観点から、こどもの意見表明の機会を確保していくことは重要です。令和 4年児童福祉法改正により、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明 等支援員)がこどもの意見表明を支援する事業(意見表明等支援事業)が都道府県の 事業として位置付けられました。このような事業を活用しこどもの意見表明を支援し ていくことが重要です。

#### (3)評価の留意点

- 〇こどもと母親の権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や 記録等を確認します。
- ○こどもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利 侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえ た適切な評価が求められます。

- ○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価 受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- ○こどもと母親の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- ○子どもの権利条約では、こどもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由 は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされ なければなりません。
- ○こどもと母親個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているか を確認します。

### A-1-(2)権利侵害への対応

| A−1−(2)−① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

#### 【判断基準】

- a)いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止を徹底している。
- b)いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止に取組んでいるが、さらなる取組が求められる。
- c)職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなど の不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が徹底されていない。

- □不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。
- □不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- □職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。
- □不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。

#### (1)目的

○本評価基準では、職員からの不適切なかかわりによる権利侵害を行わないための取組について評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○母子生活支援施設では、いかなる場合においても暴力や人格を辱めるような行為は 許されるものではありません。
- ○職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなど は、人権侵害の基本的な問題です。各職員が権利侵害の防止を明確に意識すること が必要です。
- ○「就業規則」等の規程に、暴力の禁止や権利侵害の防止を明記する必要があります。
- ○職員研修等を通じて、不適切なかかわりによる権利侵害を行わないことへの意識を 高めることのほか、日頃から不適切なかかわりによる権利侵害の起こりやすい状況や 場面について検証するとともに、不適切なかかわりによる権利侵害をしない援助技 術の習得を図る等の取組が求められます。

#### (3)評価の留意点

- ○また、不適切なかかわりによる権利侵害があった場合を想定して、施設長が職員・利用者双方に事実確認や原因の分析等を行うことや、「就業規則」等の規程に基づいて、厳正に処分を行う仕組みを整備しているかを確認します。
- ○全母協の倫理綱領に「母子生活支援施設は、母と子の権利擁護と生活の拠点」とあるように、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底しているかを確認します。

A3 A−1−(2)−② いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を 辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

### 【判断基準】

- a)いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。
- b)いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不 適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c)こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう に取り組んでいない。

### 評価の着眼点

ないよう留意している。

- □不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、こどもと母親に周知している。□不適切な行為に迅速に対応できるように、こどもと母親からの訴えやサインを見逃さ
- □不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。
- □不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、こどもや母親に伝え、良好な人間 関係の構築を図っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、こどもや母親、もしくはこども同士による他の入所者等への不適切 な行為の防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2)趣旨·解説

- ○日頃から、職員研修や具体的な体制整備を通じて、こどもや母親による他者への不適切な行為の防止について対策を講じておく必要があります。
- ○身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハ ラスメント等、不適切な行為は許されないことです。

### (3)評価の留意点

○不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、こどもや母親に伝え、良好な人間 関係の構築を図っているかを確認します。 ▲ A-1-(2)-③ こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかか わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

### 【判断基準】

- a)こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期 発見に取り組んでいる。
- b)こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期 発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c)こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

- □不適切なかかわりに迅速に対応できるように、こどもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。□こどもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。
- □不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を 図っている。
- □常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、母親からこどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切 なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2)趣旨·解説

- ○こどもに対する暴力や脅かしは、こどもの人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格 の形成に影響を与えてしまうことになります。
- ○暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等、不適切なかかわりは許されないことを周知する必要があります。

### (3)評価の留意点

○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、こどもへの不適切なかかわりの防止について対策を講じているかを確認します。

### A-1-(3)こどもと母親の意向や主体性の配慮 |

A⑤ A-1-(3)-① こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

#### 【判断基準】

- a)こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b)こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c)こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治 活動等)を行っていない。

- □こども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動(施設内の自治会活動等)を母親の理解のもとで実施している。
   □こどもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。
   □活動を通して、こどもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。
   □母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。
- □母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援 を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準は施設内の自治会等におけるこどもと母親の意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するものです。

### (2)趣旨·解説

- ○こどもと母親自身が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養 うことが必要となります。
- ○母子生活支援施設では、こどもと母親の安定した日常生活への支援と同時に、こども と母親の自主性を尊重した施設生活改善への活動の推進が求められます。このよう な活動は、こどもと母親が自らの権利を学び、生活を自らの手で改善する力を育むた めの支援となります。

### (3)評価の留意点

○こどもと母親自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて確認します。

### A-1-(4)主体性を尊重した日常生活

A⑥ A−1−(4)−① 日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。

### 【判断基準】

- a)日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。
- b)日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っているが、十分ではない。
- c)日常生活への支援において、こどもや母親の主体性を尊重していない。

- □こどもや母親の自尊心や強みを大切にした支援を行い、自己肯定感が回復し高まる ような支援を行っている。
- □こどもと母親とに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。
- □常にこどもと母親の主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。

### (1)目的

○本評価基準では、こどもと母親が主体的に生活する能力を引き出し、それを支え、将 来の希望や夢などに繋げる寄り添った支援を行っていることを評価します。

### (2)趣旨·解説

○主体性を尊重し様々な社会資源を活用し、自己選択を可能とする情報を提供する支援が必要となります。

### (3)評価の留意点

○日常生活の支援において、こどもと母親の主体性を尊重して行っているかを確認します。

### <u>A⑦ A−1−(4)−② 行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいように工</u> <u>夫し、計画・実施している。</u>

### 【判断基準】

- a)行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいように計画・実施している。
- b)行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいように計画・実施しているが、十分ではない。
- c)行事などのプログラムが、こどもや母親が参画しやすいように計画・実施されていない。

- □こどもや母親が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
- □こどもと母親の主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。
- □母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。
- □こどもや母親の状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。
- □行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。

#### (1)目的

○本評価基準では、こどもや母親それぞれの要望を反映したプログラムの用意、参加し やすい雰囲気づくりなどの取組を評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○行事にも目的や趣旨に沿った計画が必要で、計画的に行事を実施することが重要で す。
- ○行事などのプログラムが、こどもや母親が施設での生活を楽しみ、趣味などを通して 精神的な安定や自立への意欲を高めていくために計画されるものです。
- ○参加は強制したりするものではなく、あくまでもこどもと母親が選択するものである ことが必要です。
- ○ひとり親家庭では体験しにくいスポーツやアウトドア体験等のプログラムを取り入れることも必要です。
- ○こども向けのプログラムでは、様々な体験を通して発達の支援につながるように、内容の工夫が求められます。

#### (3)評価の留意点

- ○こどもと母親の意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的をわかりやすく 文書で示し、自己決定により参加できるように支援できているか確認します。
- ○行事の目的や趣旨、内容や参加することのメリット等を明確にして、こどもと母親に わかりやすく説明がなされているか確認します。

### A-1-(5)支援の継続性とアフターケア

<u>A</u>⑧ A−1−(5)−① こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所後の 支援を行っている。

### 【判断基準】

- a)<u>こどもと母親</u>が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。
- b)<u>こどもと母親</u>が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。
- c)退所後の支援を行っていない。

### 評価の着眼点

□退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。
□退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多 様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、こどもと母親が適切な支援が受 けられるようにしている。
□退所後も電話や来所によって施設に相談できることをこどもと母親に説明し、生活や 子育て等の相談や施設機能を活用した(学童保育・学習支援・施設行事への招待等) 支援を提供している。
□退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行ってい る。

□必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、入所時、入所中、退所、アフターケアに至るまで切れ目のない支援を 展開し、退所後のこどもと母親が地域で安定した生活が出来るように支援している事 を評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○退所後の生活を長期的に安定して営めるように支援するため、まずは退所後に発生 する事が予想される課題に対する準備から始まり、退所時の様々な変化にうまく対応 出来ているか確認し、必要な場合には問題の解決のための支援を行います。
- ○長期に渡り、退所者と繋がることを目的とした取組も大切なアフターケアとなります。
- ○入所中に問題解決が図られ、退所準備を十分に行って退所された世帯は、退所後の 生活が安定する方が多く、問題解決が十分に図られず、準備が不十分なままの状態で 退所された世帯は、退所後に問題が発生しやすくなる事を理解しておくことが必要で す。
- ○アフターケアは支援の総まとめとしてとても大切な支援である事に着目する必要があります。
- ○令和4年児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件等が緩和され、都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施が可能になりました。これにより、施設退所者等が満20歳以降もこの事業を活用して同じ施設を利用し続けることが可能になりました。このような事業も活用できます。
- ○令和4年児童福祉法改正により、施設退所者等や自立支援を必要とする者に対し生活・就労・自立に関する相談等の機会や対象者の相互交流の場を提供する社会的養護自立支援拠点事業が都道府県等の事業として整備されました。自立支援を必要とする退所者等のために、このような事業を紹介するなどの取組が求められます。

#### (3)評価の留意点

- ○アフターケアではできる限り退所世帯の生活状態が把握出来ていることが必要であり、そのための取組として、退所後の往訪や架電、機関誌等の送付、行事への招待等を評価します。
- ○施設への来所相談や施設機能の活用(施設内保育や学童保育)のみならず、退所後の 支援計画(アフターケアプラン)作成等の取組、往訪による相談や介助・同行・代行な ど積極的アプローチ、退所後長期間にわたるアフターケアの実施に対する取組も評価 されます。

#### A-2 支援の質の確保

### A-2-(1)支援の基本

A⑨ A−2−(1)−① こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a)こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。
- b)こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。
- c)こどもと母親それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。

- □こどもと母親がそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。
   □こどもと母親の課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。
   □こどもと母親が、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。
   □資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。
- □専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置 し、職員間で連携・協議を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、課題の解決・軽減に向けた専門的な支援を行うに当たり、適切な職員を配置し、課題を十分理解した上で、こどもと母親に対して、説明と同意、自己選択、自己決定等に配慮した取組を行っているかを評価します。

#### (2)趣旨·解説

○支援を行うには、まずこどもと母親の現在の状況をしっかり把握し、そのニーズを確定させることが大切です。その上で人としての尊厳を重視しこどもと母親が権利主体であることをふまえて、自己決定ができる支援、また課題の多様化・複雑化に対応した支援が必要となります。

#### (3)評価の留意点

○基本的な支援のスタンスとして、こどもと母親がそれぞれ個別に抱える課題、家族として抱える課題をアセスメントによって明らかにし、それぞれのニーズに応じた専門的な支援が計画的に行われているか確認します。

### A-2-(2)入所初期の支援

<u>A⑩ A−2−(2)−① 入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生</u> 活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

### 【判断基準】

- a)入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・二一ズを 把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。
- b)入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・二一ズを 把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。
- c)生活や精神的な安定に向けた支援を行っていない。

- □入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に 向けた相談支援に努めている。
- □こどもと母親が安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と 連携して情報提供に努めている。
- □こどもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。
- □必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。
- □居室は、こどもと母親が生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバ シーに配慮したものとなっている。
- □身体に障害のあるこどもや母親に対しても、安全に生活ができるように配慮している。

#### (1)目的

○本評価基準では、入所後、こどもと母親が生活を開始し、生活を立て直していくため に必要な施設の環境や支援体制が、こどもと母親が安心できる生活に配慮したもの になっているかどうか、施設の支援や取組を評価します。

#### (2)趣旨·解説

○さまざまな事由や課題を抱えて入所をしたこどもと母親にとって、入所初期は質的・ 量的に濃密な支援が必要となります。入所初期のアセスメントに基づき、日常生活支 援からからさまざまな課題への対応について、安心して施設生活がスタートできるよ うに支援することが必要となります。

#### (3)評価の留意点

- ○施設への入所は、こども、母親ともに、新しい生活への不安や戸惑いを伴います。その ため、施設での生活にスムーズに移行できるように、様々な情報提供や生活環境の整 備、ニーズに応じた支援等、ハード・ソフトの両面からのアプローチが行われているこ とを確認します。
- ○入所直後は、急激な環境変化の変化により、孤独感や喪失感、不安感にさいなまれる ことも少なくありません。それらを軽減・解消するために、職員の温かいかかわりや声 かけ、相談等の支援が行われていることを確認します。

### A-2-(3)母親への日常生活支援

A⑪ A−2−(3)−① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a)母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
- b)母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているが、十分ではない。
- c)安定した家庭生活を営むための支援を行っていない。

- □生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。
- □心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。
- □必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面へ の支援を行っている。
- □経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等 の相談や支援を行っている。
- □支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助 等の支援を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、母親の気持ちが自立に向かっていけるよう、まず生活を安定すること、そのために心とからだの健康、衣・食・住などの基本的な生活に関する不安などを 一つずつ軽減していく支援を行っていることについて評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○母親の安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、その基となる衣・食・住の安定や生活スキルの向上への支援を行うことや、経済的な安定を図るための諸制度・諸手当の活用をすすめるための支援が必要となります。また、母親の就労や病気等で家事や子育てが困難な場合も、職員が養育や家事を支援し、こどもと母親の不安を取り除いていくことが必要です。
- ○母親から相談を受ける際は、母親の状況に応じて相談しやすいように方法を工夫することも考えられます。
- ○母親が安定した家庭生活を営むために、必要に応じて医療機関などの他機関と連携 しながら支援を行っていくことが重要です。

#### (3)評価の留意点

○母親の生育歴、生活歴や現在の生活スキルを踏まえ、母親の状況に応じた方法の工 夫や必要な他機関との連携を行いながら支援を行っているか確認します。 <u>A⑫ A−2−(3)−② 母親の子育ての二−ズに対応するとともに、こどもとの適切なか</u> かわりができるよう支援している。

### 【判断基準】

- a)母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとの適切なかかわりができるよう支援している。
- b)母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとのかかわりができるよう支援 しているが、十分ではない。
- c)母親の子育てのニーズへの対応やこどもとの適切なかかわりができるための支援 を行っていない。

### 評価の着眼点

□母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。
 □母親の状況に応じ、こどもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。
 □母親がこどもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。
 □虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、母親のニーズや状況に応じて、職員が母親に代わって育児を行ったり、母親の役割を担ったりする代替的支援を行うなど、こども支援・子育て支援の両面にわたる支援について評価します。

#### (2)趣旨·解説

○母親が安心して子育てをおこなうために、適切な養育環境の提供や育児に対する不安や負担の軽減が求められます。そのため、こどもと母親の状況に応じた子育て支援が必要です。

### (3)評価の留意点

○母親が安心して子育てに向かえるようになるためには、職員がこどもの育ちにかかわり、見守りや相談などの支援を行うことが求められます。また、虐待等の不適切なかかわりに対する見守りや介入などの支援が行われているか確認します。

### A⑬ A−2−(3)−③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
- b)母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、十分ではない。
- c)安定した対人関係を築くための必要な支援を行っていない。

- □母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけ たり、相談に応じるなどの取組を行っている。
- □施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。
- □対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮 を行っている。
- □社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、その ストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。
- □施設内の他のこどもや母親との間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もし くは改善するための支援を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、母親が安定した対人関係を築くことにより、他人とのつながりを実感し、施設内や社会での自分の居場所を得ることができるよう支援する取組を評価します。

#### (2)趣旨·解説

○安定した対人関係を築くことが、社会生活、家庭生活の基盤として重要であり、自己 肯定感や自己の存在の再認識につながることから、職員との信頼感の構築、母親同 士の交流への支援、対人関係へのストレス軽減の支援などが必要となります。母親が 職員とつながっている実感が持てるように、その存在をありのままに認めることで安 心感を与え、施設が安心できる場所として存在し、自分の抱える課題や環境を見つめ ていこうという気持ちにつなげていくことが大切です。

#### (3)評価の留意点

- ○安定した対人関係が持てていない母親の場合、自尊心が傷つき、不安定になっている ことがあります。このような母親へは、自尊心を尊重し、尊厳を持ったていねいな働 きかけを行い、しっかりと関係を構築していくことるが重要です。
- ○施設内の他のこどもと母親との交流を促すなど、母親が自立するための支えとなる 関係づくりへの支援が行われているか確認します。

### A-2-(4)こどもへの支援

<u>A⑭</u> A-2-(4)-① 健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a)健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
- b)健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、 十分ではない。
- c)養育・保育に関する支援を行っていない。

- □こどもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。
  □放課後のこどもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。
  □DVを目撃したこどもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要なこどもに対しては、必要に応じて個別に対応し、こどもの状況に応じた支援を行っている。
- □母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。
- □施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。

#### (1)目的

○本評価では、こどもの成長・発達の段階やこどもの環境に配慮して、健やかな育ちを 保障する取組を評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○こどもが、こどもらしくのびのびと健やかに育つためには、見守りとともに、必要に応じて養育や保育への支援が求められます。こどもの年齢相応の発達を保障するためには、こどもの生活環境に留意しながら、個々へのアプローチと集団活動の両面から関わるなど、こどもの年齢と発達の状況に応じた支援が必要です。
- ○施設では、こどもと母親の関係を構築するための保育、保育所に入所できないこども の保育、早朝・夜間・休日等の保育、こどもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の 悪いときの保育、母親のレスパイトのための保育等、ニーズに応じた様々な保育支援 を行っています。
- ○こども一人一人の個別性を重視し、必要なアセスメントを行った自立支援計画を活用 した支援が重要です。

#### (3)評価の留意点

○母親が安心して自立へ向けた活動を行うためには、施設内での保育に関する支援が 必要となります。保育所に通所できない乳幼児の保育や、保育時間外の保育など、こ どもや母親のニーズに応じたきめ細やかな支援が行われているのかを確認します。 A(5) A-2-(4)-② こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み 等への相談支援を行っている。

### 【判断基準】

- a)こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を 行っている。
- b)こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を 行っているが、十分ではない。
- c)学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。

- □落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。
- 口学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。
- □進学や就職への支援について、こどもと母親双方の意向をくみ取り、学校と連携して 情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。
- □学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。
- □学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。
- □こども一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、こどもの学習する権利を保障し、こどもの学習意欲を引き出すとと もに年齢に応じた進路等の相談体制への取組を評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○こどもの学習権を保障するためには、進路に対する悩み事や相談にのり、こども自身 が希望を持って、自らの進路を選択できるように支援します。また、母親の理解を得 ることも大切です。
- ○自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活のこどもの 表情や態度から、悩みや思いの理解に努めます。
- ○学習のための環境づくりには、静かで落ち着いた個別のスペースや学習室を整備するとともに、学習ボランティアの導入など物的・人的な環境整備が必要です。
- ○こども一人一人の個別性に着眼した相談・支援が重要です。

### (3)評価の留意点

○こどもが自立に必要な力を身につけるためには、こどもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援が求められます。そのためには、こどもが落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、日常の学習面での支援、学校との連携が必要となります。

▲⑥ A−2−(4)−③ こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、 こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

### 【判断基準】

- a)こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。
- b)こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。
- c)こどもに、人との関係づくりに関する支援を行っていない。

- □母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなと の信頼関係が構築できるよう支援している。
- □ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、 生き方への理解をすすめている。
- □悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。
- □自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でそ の方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。
- □専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。

#### (1)目的

○本評価基準では、こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こ どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについてのさまざまな支援を評 価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○こどもへの支援では、まず人との関係のなかで心地よさを経験する支援が必要です。 安らぎと心地よさを体験することは、自分の存在を肯定することや、社会性を養うために必要です。
- ○信頼できる大人とは、こどもを受け入れ、関心を向けてかかわってくれる大人です。 そうした大人によって自分を肯定され、認められる体験を通して、人とのかかわりの あり方を学ぶことができます。
- ○身体的・精神的虐待を受けたこどもにとって、安らぎと心地よさを与えてくれるおと ながいるという体験は、自身の社会性を養う上では必要不可欠であり、様々なおとな とのかかわりの中で、安らぎや心地よさにも、多様な形態があることを体感する必要 があります。
- ○専門的なプログラムとは、コミュニケーションのスキルを上げる様々なプログラムのことです。
- ○グループワークを積極的に取り入れて、こどもどうしの育ちあう力を活用し、個人の 発達・成長やこどもどうしの関係性を養うよう支援します。

#### (3)評価の留意点

○こども自身が安らぎや心地よさを、母親や他のこどもと共感できる支援や、安らぎや 心地よい空間を自身がつくる体験を支援しているのか確認します。 A⑦ A−2−(4)−④ こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

## 【判断基準】

- a)こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。
- b)こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。
- c)こどもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

## 評価の着眼点

どもに対して実施している。

□性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。
□職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。
□年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
□年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。
□必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員やこ

#### (1)目的

○本評価基準では、こどもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○こどもの年齢・発達段階によって、学校では性教育の場を設けています。しかし、DV 被害や虐待を受けたこどもの中には、性について誤った知識を持っているケースもあります。そのため、それぞれのこどもの年齢や発達にあわせて、正しい知識を得る機会を設けることが必要です。
- ○日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- ○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。

#### (3)評価の留意点

○こどもが性に対して正しい知識を得るために、その年齢に応じて施設がどのような取 組をしているかを評価するものです。

## A-2-(5)DV被害からの回避・回復

A® A−2−(5)−① こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

### 【判断基準】

- a)こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。
- b)こどもと母親の緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。
- c)こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。

□緊急利用のための生活用品等を予め用意している。

## 評価の着眼点

□緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。
 □24時間の受け入れや広域利用など、広くこどもと母親の緊急利用を受け入れている。
 □役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。
 □緊急時対応マニュアルを作成・整備している。

#### (1)目的

○本評価基準は、施設が緊急時の利用にむけて適切な体制を整備・確立しているのかを 評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○ここで言う緊急利用とは、一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所(措置)」、DV防止法に基づく「一時保護委託入所」、自治体との契約に基づく「緊急一時保護」のことです。
- ○曜日や時間、地域等にこだわることなく、保護を必要とするこどもと母親の緊急利用 を広く受け入れることが、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つです。
- ○当面の対応方法や連絡体制、役割分担と責任者の明確化、警察等との連絡調整体制 などについて、施設内で文書化し共通理解をしていることが望まれます。
- ○DV被害者や虐待を受けたこどもへの支援において、職員による24時間の支援体制 は大変重要なことであると言えます。
- ○こどもの安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行う場合があります。
- ○緊急時対応マニュアルとは、例えば緊急受け入れマニュアル、不審者対策マニュアル等の緊急な対応が必要な場合を想定してのマニュアルのことです。

- ○臨機応変な対応が求められることも想定した緊急利用受け入れ体制の確立について、具体的な受け入れ内容とともに確認を行います。
- ○DV防止法に基づく「一時保護委託入所」の実施や、児童福祉法33条の一時保護、また自治体との契約に基づく「緊急一時保護」を実施していることも評価に加味します。

| A | A - 2 - (5) - ② こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令 | や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

# 【判断基準】

- a)こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。
- b)こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。
- c)こどもと母親の安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。

- □保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、 必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。
- □弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の 支援を行っている。
- □DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、こどもと母親の意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、DV被害者の安全確保と情報の提供にとどまらず、適切な支援の実施について評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○DV被害によって心や身体が傷ついた母親、そして、それに間近で接してきたこどもの精神的なストレスは計り知れません。そうした被害体験からの回復を図るためには、こどもと母親への精神的なフォローを行うとともに、離婚等に向けて弁護士などの専門家と共働し支援体制を構築し、一日も早くこどもと母親が望む安心できる暮らしが実現できるよう支援します。
- ○保護命令や支援措置・DV相談証明などのDV被害者を保護するための制度を活用するときは、その制度の内容、方法、リスク等について十分説明し、母親の同意を得てから手続き等を進めます。
- ○DV被害によって心身が疲弊している状態にある母親には、必要に応じて手続きや調 停や裁判などに同行し、状況に応じて代弁等の支援を行います。
- ○不測の事態によって、DV加害者にこどもと母親の所在が知られてしまった場合は、 安全確保を優先して対応します。速やかに福祉事務所等と対応策を協議し、対処方法 や今後の見通し等について、こどもと母親に十分な説明を行い、それらの対応につい ての意思確認を行います。

#### (3)評価の留意点

○精神的なフォローと同時に、法律的な専門知識等に基づいて、望ましい方向を一緒に 探り、安全な生活の実現に向けて支援しているかを確認します。

# A⑩ A−2−(5)−③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

#### 【判断基準】

- a)心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
- b)心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。
- c)DVの影響からの回復を支援していない。

- □DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を 回復するための支援を行っている。
- □DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員が一緒に考え支援することを伝えている。
- □心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を 行っている。
- □必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、心理的ケアの実施や担当職員の配置、関係機関、病院等との連携などDVの影響からの回復に向けての支援を評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○DV等の暴力による心身への影響は計り知れないものがあります。また、その影響は 非常に個人差がありさまざまな形で現れます。暴力被害から逃れてきた母親には、ま ず、自らの意思で暴力を拒否し、逃れられたことを評価し、今までの行動を共感し、肯 定することが大切です。
- ○自己評価が低く、自信や自尊心も揺らぎ、劣等感、無力感などに苛まれた母親に対して、自分が存在する意味と価値を実感できるように、心理的なケアをしていくことが必要です。
- ○施設内の心理療法担当職員によるケアだけでなく、必要に応じて外部の専門機関(病院やカウンセリングルーム等)へつなぐ支援も重要です。

- ○心理療法担当職員の配置や、施設内外での心理的ケアの実施状況も評価の対象です。
- ○DV被害からの回復には時間がかかることもありますが、暴力被害を受けた当事者が本来持つ力がエンパワーメントされ、回復していくよう支援していくことが必要です。

### A-2-(6)こどもの虐待状況への対応

A② A−2−(6)−① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待 体験からの回復を支援している。

# 【判断基準】

- a)被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を 支援している。
- b)被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を 支援しているが、十分ではない。
- c)被虐待児に対して、虐待体験からの回復を支援していない。

## 評価の着眼点

□暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。
□こどもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。
□こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。
□医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。
□心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。
□祉虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、こどもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」 「参加する権利」等について説明を行うとともにそれを保障するための支援を提供していることと、虐待経験のあるこどもを専門的な視点から理解して、虐待体験から回復する専門的なかかわりや、虐待からこどもを守る支援を行っていることについて評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○虐待を受けたこどもに対しては、安心できる生活の提供、こどもへの心理的援助、安 定した人間関係の中で大切にされる体験を積み重ねることで自己肯定感の回復や自 尊心の形成に向けた支援が重要です。
- ○こどもの行動の背景にある意味を理解し、こどもに寄り添い、生活を守り成長を促進 する支援が重要です。

#### (3)評価の留意点

○こどもと個別に関わる機会を作り、共感的にこどもの話しを聞き、自分の気持ちをゆっくり安心して話せる時間は重要です。カウンセリング等の専門的ケアの時間の保障や、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援、心理的プログラムの取組がされている確認します。

# A-2-(7)家族関係への支援

A② A-2-(7)-① 家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩み や不安に対する相談・支援を行っている。

### 【判断基準】

- a)家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。
- b)家族関係の構築や安定のためにこどもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分でない。
- c)こどもや母親の家族関係の調整を行っていない。

□母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
口こどもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
□家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。
□必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準は、家族関係の構築や安定のためのこどもと母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援について評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○家族としての関係が安定するよう、こどもと母親双方の代弁や調整を行い、親子関係 の強化、構築を図っていく必要があります。
- ○家族の課題や状況を見極め、その現象の背景にある事実や思いを把握するとともに、 こどもと母親の相互作用を活用し、不適切な関係を調整し、良好な関係を構築するた めの支援を行います。
- ○こどもにとっての最善の利益、母親の権利を十分考慮しながら、こどもも母親も自分 の感情や思いを表現できるように支援を行い、母子関係やきょうだい関係、生活自体 を客観的な視点で捉えることができるような支援を行います。
- ○こどもと母親が抱えている悩みや不安は、それぞれ異なります。母親の思いやニーズ、こどもの思いとニーズを的確に捉えて、どちらの思いやニーズも尊重できるような支援が求められます。また、時間をかけて繰り返し、お互いの代弁や調整を行うことが必要です。
- ○ペアレントトレーニング等の具体的プログラムを活用して、家族関係調整を行うことも 必要です。
- ○令和4年児童福祉法改正により、親子関係の再構築等が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。
- ○令和 4 年児童福祉法改正により、こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた 保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身に つけるため、保護者に対して講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容とし たペアレント・トレーニング等を実施する親子関係形成支援事業が市町村の事業とし て位置づけられました。このような事業も活用できます。
- ○また、親子分離により、こどもが児童養護施設等の他施設に入所している場合は、児 童相談所や当該施設と連携しながら、家族関係の調整を行い、円滑な家族関係の構 築に向けた支援を行います。

#### (3)評価の留意点

○こどもと母親の感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計が異なる場合、 それぞれの関係を尊重して相談に応じ、調整を行っているか確認します。

## A-2-(8)特別な配慮の必要なこども、母親への支援

A② A−2−(8)−① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

#### 【判断基準】

- a)障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、 必要に応じて関係機関と連携している。
- b)障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を行い、必要に 応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。
- c)障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行っていない。

- □社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。□公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。□精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。
- □障害や精神疾患がある場合や外国人のこどもや母親へは、必要に応じて公的機関、就 労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。

#### (1)目的

○本評価基準では、障害や精神疾患その他の配慮が必要なこどもと母親が、主体的に 生きるための支援の実施について評価します。

### (2)趣旨·解説

○障害や精神疾患、外国人のこどもと母親には、様々な社会的資源を活用した、多方面 のサポート体制の構築が必要です。

- ○障害や精神疾患のある場合、外国人の場合など、それぞれの状況に応じた必要な支援を行なわれているか確認します。
- ○配慮が必要なこどもや母親への支援は、必要に応じて関係機関と連携していること を確認します。

### A-2-(9)就労支援

A② A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

## 【判断基準】

- a) 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
- b)母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c)母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。

- □母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。
- □資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。
- □公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、 様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。
- □母親が安心して就労できるように補完保育(残業や休日出勤時の保育等)、病後児保育、学童保育などを行っている。

### (1)目的

○本評価基準では、母親の置かれた状況や心身状態に配慮しながら、本人の意向に沿った職業能力開発、就労支援の実施を評価します。

### (2)趣旨·解説

○施設内外の就労支援のための講座・勉強会等に参加できるように支援したり、資格取得で能力開発をしたりするための情報提供をすることも重要です。

#### (3)評価の留意点

○母親の状況をアセスメントし、個別に応じた就労支援のあり方を検討し、福祉事務所 や職業安定所との連携をしているか確認します。 A⑤ A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等と の関係調整を行っている。

# 【判断基準】

- a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。
- b)就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。

□必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。

□職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っる。	てし
□母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	
□障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら 就労の継続に向けての支援を行っている。	j,
□就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	

#### (1)目的

○本評価基準では、就労の安定が収入の安定だけではなく、母親の自信や自尊心の向上に繋がると共に、生活リズムを整えるためにも有効に作用することを理解し、それ ぞれの状況に応じた就労を促し社会参加することへの支援を評価します。

#### (2)趣旨·解説

- ○就労が安定しない要因は様々です。対人関係が苦手であったり、仕事内容が理解出来 ていなかったり、体調や精神的ストレス等が様々な要因が考えられます。アセスメント を行いニーズに応じた支援を展開する必要があります。
- ○居場所作り等の支援を行う事も、広義には就労支援に繋がるものです。

- ○就労安定のための相談を実施し、必要に応じて関係機関や職場と連携しているか確認します。
- ○就労が困難な要因を抱える母子についても積極的に受け入れ、関係機関と連携の元、様々な制度(各種給付制度・生活保護・福祉的就労制度等)を活用し経済の安定を図るための支援を行っているか確認します。